

JEITA デジタルエコシステム検討会 運営会則

制定 2026年6月1日

JEITA デジタルエコシステム検討会（以下、「本検討会」という。）の設置及び運営に関する基本的な事項について、次のとおり運営会則を定める。

第1条（設置及び名称）

本検討会は、一般社団法人電子情報技術産業協会（以下、「JEITA」という。）総合政策部会の傘下に設置する。

2 本検討会の名称は、次のとおりとする。

- （1）名称は、“JEITA デジタルエコシステム検討会”とする。
- （2）英語名称は、“JEITA Digital Ecosystem Committee”とする。

第2条（目的）

本検討会は、データ連携・利活用の取組を生み出すデジタルエコシステムの形成に向けて、産業分野におけるユースケース拡大に係る課題を解決し、我が国の産業競争力強化につなげることを目的とする。

第3条（事業）

本検討会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）ユースケース視点からの課題抽出及び提言
- （2）関連省庁・団体等との協働による情報発信、普及啓発
- （3）前各号に掲げるもののほか、必要な事業

第4条（会員及び会費）

本検討会の目的及び事業に賛同する法人を会員とする。

2 会員の種別は、以下のとおりとする。

- （1）団体会員 業界団体及びデータ連携に関連するコンソーシアム等、一般社団法人法上の法人又はこれに類するもの
- （2）一般会員 経済事業を営む法人

3 一般会員は次の各号の要件のうち、いずれかを満たすものとする。

- （1）JEITA 会員であること
- （2）第2項（1）に定める団体会員の構成企業であること
- （3）（1）（2）の他、幹事会において必要と認められた企業であること

4 本検討会の入会金及び会費は無料とする。なお、設立後3年を経過後、必要に応じて見直

すことができる。

第5条（入会）

新たに本検討会への参加を希望する場合は、別に定める登録書を事務局に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

2 幹事会は、第2条及び第3条の趣旨に照らし、入会申込者が会員としての適格性を有するか否かを確認し、入会の承認又は不承認を決定する。なお、幹事会は入会申込者に対し、確認内容及び結果の開示義務を負わない。

第6条（退会）

会員は、本検討会を退会しようとするときは、別に定める退会届を事務局に提出するものとする。

2 前項の届出は、受理された日の翌月末をもって効力を生ずる。

3 会員は、退会後も会員期間中に知り得た秘密情報について、守秘義務を負う。

第7条（除名）

本検討会は、JEITA 定款第9条の趣旨に照らし、正当な事由がある場合に限り、幹事会の合意により会員を除名することができる。

第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を当然に喪失する。

（1）会員が解散したとき。

（2）一般会員が第4条第3項に規定する要件を満たさなくなったとき。

（3）前条の規定により除名されたとき。

（4）その他、本検討会の会員資格を維持することが客観的に不可能となったと幹事会において認められたとき。

第9条（役員）

本検討会に、役員として主査及び副主査を置く。

2 役員は、幹事会が指名し、会員に通知することにより選任する。

3 役員の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。

4 主査は本検討会を主宰かつ代表し、その活動範囲の任務遂行の責任を負う。

5 副主査は、主査を補佐し、主査に業務遂行ができない事由があるときは、その職務を代行する。

6 役員に欠員が生じた場合には、幹事会は速やかに後任者を指名する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7 役員が次の各号のいずれかに該当する場合、幹事会は当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第10条（幹事及び幹事会）

本検討会の重要事項について検討を行うため、幹事会を設置する。

2 幹事会は主査、副主査及び幹事によって組織し、主査がこれを招集する。

3 幹事は、本検討会の運営に関し、主査及び副主査を補佐する。

4 幹事は、検討を牽引するワーキンググループのリーダー及び類する者とし、主査及び副主査が協議の上、これを決定する。

5 幹事の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。

第11条（委員及び委員登録）

本検討会の会議（幹事会及びワーキンググループ等）は、会議ごとにあらかじめ登録された委員等をもって構成する。

2 委員は、第4条に規定する会員の代表として登録された者、又は第12条に規定するオブザーバーであることを要する。

3 会員は、連結対象子会社社員の会議参加について会員自らが管理する場合に限り、会社法に定める連結対象子会社（持分法適用会社を除く）を登録することができる。

4 連結対象子会社の委員登録にあたり、上場、非上場の区別は問わないものとする。

第12条（オブザーバー）

本検討会は、検討内容に関連する専門的知見を有する者を、オブザーバーとして招へいすることができる。

2 オブザーバーの招へいに関する事項は、役員が協議の上、これを決定する。

第13条（ワーキンググループ）

本検討会は、必要に応じ、検討課題に応じたワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、幹事会が指名する構成員をもって組織する。

3 ワーキンググループには、その運営を統括するリーダーを置き、幹事会がこれを指名する。

4 ワーキンググループの設置、構成、活動内容その他運営に必要な事項は、リーダーが決定し、本検討会に報告するものとする。

第14条（事務局）

本検討会の事務局は、JEITA 経営企画部に設置する。

第15条（活動期間）

本検討会の活動は、JEITA 共創プログラム規程第7条にもとづき、原則3年間とする。但し、幹事会にて方針決定のうえ、JEITA 共創プログラム規程第9条の手続きによって、本検討会の活動を早期終了、期間延長することができる。

第16条（補則）

本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合は、役員及び事務局が協議の上、これを定める。ただし、重要事項については、幹事会の承認を得るものとする。

2 本会則は、必要に応じ、幹事会の決定により改定又は廃止することができる。

3 諸活動を行うにあたっては、「JEITA 競争法コンプライアンス指針」及びJEITA が定める「委員規約」を準用する。